



平成 20 年 9 月 26 日

各 位

東京都渋谷区神宮前五丁目 52 番 2 号
シーズクリエイト株式会社
代表取締役 幸 寿
(コード番号 8921 東証一部)
問い合わせ先 取締役 岡田 俊夫
管理本部長
電話番号 03(5774)1123(代表)

民事再生手続開始の申立てに関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において民事再生手続開始の申立てを行うことを決議し、東京地方裁判所に民事再生手続開始の申立てを行いました。同申立ては同日受理されるとともに、保全処分及び監督命令が発せられましたので、下記のとおりお知らせいたします。

株主様、お客様、お取引先の皆様には多大なるご迷惑とご心配をお掛けする事態となり、誠に申し訳なく心よりお詫び申し上げます。今後は、役職員一丸となって事業の再生に向けて全力を尽くして参る所存ですので、何卒ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 申立ての理由

当社は、平成 11 年に不動産分譲事業を主たる業務として設立され、翌年に商号を現在のシーズクリエイト株式会社へと変更して以来、首都圏を中心に自社ブランドでのマンション事業を展開しながら、首都圏地方中核都市の物件の開発にも進出する等順調に業績を伸ばすとともに、子会社を設立する等して、介護事業、マンション管理事業、リフォーム事業、インテリア家具等の物販事業にも進出し、事業規模を拡大して参りました。

その結果、平成 16 年 2 月には J A S D A Q 市場に株式を上場、同年 12 月には東京証券取引所の第 2 部、平成 18 年 5 月には東京証券取引所の第 1 部への株式上場を果たすことができました。

しかしながら、郊外型マンション分譲事業への大手競合他社の進出等による物件の供給過多の状況下で、平成 20 年 3 月期末までに完成した郊外型マンションの販売が伸び悩み、同期末に多くの完成在庫を抱えることとなりました。加えて、米国におけるサブプライムローン問題を発端とする世界的な金融市場の混乱による信用収縮により金融機関からの資金調達が困難となり、平成 20 年 3 月以降、当社の資金繰りは急速に悪化しました。

かかる状況の中、当社は、他社との資本提携により資金調達を行うべく努力して参りましたが、当期の第 1 四半期報告書を提出期限までに提出することができなかつたため、本年 8 月 29 日付で東京証券取引所より監理銘柄指定を受けることとなり、少なくとも同指定が解除されるまで資本提携が見合わせられることとなりました。その後、本日の最終提

出期限までに第1四半期報告書を提出すべく努力して参りましたが提出の見通しが立たず、監理銘柄指定の解除を受けることができない見込みとなりました。これにより資本提携による資金調達も困難となり、本年9月末日までに弁済期が到来する借入金等の返済及び手形決済のための資金繰りの目処が立たない状況となったため、民事再生手続による再建を図ることを決断いたしました。

2. 負債総額

11,442 百万円

3. 今後の見通し

裁判所及び監督委員の監督のもと、可及的早期にしかるべきスポンサーの選定を行い、その支援を得て当社事業の再建を図る所存です。債権者の皆様への弁済額の極大化と信用回復を図ることにより、一日も早い当社事業の再生に向けて全社一丸となって取り組んで参ります。

4. 民事再生手続開始の申立てに伴う当社株式の取扱い

当社は、東京証券取引所有価証券上場規程第605条第1項に規定する再建計画等の審査にかかる申請は行わない予定です。

(ご参考：申立ての概要)

(1) 申立日	平成20年9月26日
(2) 申立裁判所	東京地方裁判所
(3) 事件名	平成20年(再)第229号 民事再生手続開始申立事件
(4) 申立代理人	東京都新宿区四谷一丁目20番地 玉川ビル3階 東京フレックス法律事務所 弁護士 榎 枝 一 臣 同 伊 藤 毅 同 富 田 烈 同 木 下 和 博 同 富 樫 剛 同 原 直 義

(会社の概況)

(1) 商 号	シーズクリエイイト株式会社
(2) 本店所在地	東京都渋谷区神宮前五丁目52番2号
(3) 設立年月日	平成11年7月1日
(4) 代 表 者	幸 寿
(5) 発行済株式総数	255,191.38 株
(6) 資 本 金 の 額	1,772,602,015 円

以上

決 定

東京都渋谷区神宮前五丁目52番2号

再生債務者 シーズクリエイイト株式会社

代表者代表取締役 幸 寿

主 文

- 1 シーズクリエイイト株式会社について監督委員による監督を命ずる。
- 2 監督委員として、次の者を選任する。
東京都中央区日本橋本町三丁目3番4号 日本橋本町ビル8階 那須・本間法律事務所
弁護士 那須 克巳
- 3 監督委員は、再生債務者が、民事再生法120条1項に規定する行為によって生ずべき相手方の請求権を共益債権とする旨の裁判所の許可に代わる承認をすることができる。
- 4 再生債務者が次に掲げる行為をするには、監督委員の同意を得なければならない。ただし、再生計画認可決定があった後は、この限りでない。
 - (1) 再生債務者が所有又は占有する財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分(常務に属する取引に関する場合を除く。)
 - (2) 再生債務者の有する債権について譲渡、担保権の設定その他一切の処分(再生債務者による取立てを除く。)
 - (3) 財産の譲受け(商品の仕入れその他常務に属する財産の譲受けを除く。)
 - (4) 貸付け
 - (5) 金銭の借入れ(手形割引を含む。)及び保証
 - (6) 債務免除、無償の債務負担行為及び権利の放棄
 - (7) 別除権の目的である財産の受戻し
- 5 再生債務者は、平成20年9月26日以降毎月末日締切りにより、再生債務者の業務及び財産の管理状況についての報告書とその翌月10日までに当裁判所及び監督委員に提出しなければならない。ただし、再生計画認可決定があった後は、この限りではない。

平成20年9月26日

東京地方裁判所民事第20部

裁判長裁判官 佐 村 浩 之

裁判官 内 田 博 久

裁判官 山 崎 栄一郎

これは正本である。

同日同庁

裁判所書記官 登 坂 一 敏



平成20年(再)第229号

決 定

東京都渋谷区神宮前五丁目52番2号
再生債務者 シーズクリエイイト株式会社
代表者代表取締役 幸 寿

主 文

再生債務者は、下記の行為をしてはならない。

記

平成20年9月25日までの原因に基づいて生じた債務（次のものを除く）の弁済及び担保の提供

租税その他国税徴収法の例により徴収される債務

再生債務者とその従業員との雇用関係により生じた債務

再生債務者の事業所の賃料，水道光熱費，通信に係る債務

再生債務者の事業所の備品のリース料

10万円以下の債務

平成20年9月26日

東京地方裁判所民事第20部

裁判長裁判官 佐 村 浩 之

裁判官 内 田 博 久

裁判官 山 崎 栄一郎

これは正本である。

同日同庁

裁判所書記官 登 坂 一 敏

